

公立大学法人新潟県立看護大学 中期目標・中期計画（案）対比表

中期目標	中期計画（案）
<p>基本的な目標</p> <p>公立大学法人新潟県立看護大学（以下「法人」という。）は、新潟県における看護学教育・研究の中核的機関として、大学を設置し、管理することによって、教育と研究に励み、多様に変化するニーズに柔軟に応じうる資質の高い看護人材を育成するとともに、地域とともに邁進する大学として、その成果を絶えず地域社会に還元し、もって、新潟県はもとより、国内外の看護学の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>この目的の実現に向け、法人が自主的、自律的かつ効率的に大学運営を行い、より一層県民の期待や負託に応えていくよう、次の3項目を「教育研究等の向上に関する基本方針」に位置づけ、中期目標を定める。</p> <p>1 高度な看護人材の供給と確保</p> <p>看護の現場において中核的な役割を担う高度な看護人材を育成する教育体制を整備するとともに、看護職へのリカレント教育やUターン者支援等、看護人材の定着を促す取組を行う。</p> <p>2 地域課題の研究・発信</p>	

地域看護、がん看護、老人看護等、本県にとって重要な保健・医療・福祉分野の課題を高い水準で研究し、高度な実践能力を有する看護専門職者や研究者を養成するとともに、その成果を国内外へ積極的に発信する。

3 国内外の関係機関との連携

地域に開かれた大学として、国内外の関係機関との連携・交流を積極的に推進し、その成果を地域社会に還元する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

新潟県立看護大学	
看護学部看護学科	大学院看護学研究科

第2 大学の教育・研究・地域貢献等の向上に関する目標

第1 教育研究上の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学部

【1】 生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成する。

イ 大学院

【2】 看護分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、看護実践能力の向上を図り、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与する高度な看護専門職者としての人材を育成する。

(2) 学生の確保に関する目標

ア 学部

(ア) 入学者受入方針

【3】 学部が求める学生像にかなった優秀な人材を確保するため、アドミッションポリシーを明確にし、積極的な情

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の確保に関する目標を達成するための措置

ア 学部

(ア) 入学者受入方針に関する具体的方策

「1」 入学者受入方針を策定し、入試関連情報とともに速やかにホームページ、大学案内等により周知を図る。

中期目標	中期計画（案）
<p>報提供を行う。</p> <p>(イ) 適正な定員設定と選抜の実施</p> <p>【4】 現行の入学定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 入学者受入方針</p> <p>【5】 大学院が求める学生像にかなった優秀な人材を確保するため、アドミッションポリシーを明確にし、積極的な情報提供を行う。</p> <p>(イ) 適正な定員設定と選抜の実施</p> <p>【6】 現行の入学定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p> <p>(ウ) 社会人の受入れ</p>	<p>「2」 オープンキャンパスや高校訪問等を実施し、大学の知名度を向上させ、優秀な学生の確保を図る。</p> <p>(イ) 適正な定員設定と選抜の実施に関する具体的方策</p> <p>「3」 入学定員を継続的に見直す。</p> <p>「4」 アドミッションポリシーにかなった入試制度や選抜方法を検討する。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 入学者受入方針に関する具体的方策</p> <p>「5」 高度な看護専門職者、研究者及び教育者になり得る人材を確保するため、アドミッションポリシーを明確にし、多様な方法で周知を図る。</p> <p>(イ) 適正な定員設定と選抜の実施に関する具体的方策</p> <p>「6」 入学定員を継続的に見直す。</p> <p>「7」 アドミッションポリシーにかなった入試制度や選抜方法を検討する。</p> <p>(ウ) 社会人の受入れに関する具体的方策</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>【7】 社会人が学習しやすい環境の整備拡充を図るとともに、積極的な受入れを行う。</p> <p>(3) 教育の内容に関する目標</p> <p>ア 学部</p> <p>(ア) 教育課程の充実</p> <p>【8】 学部の目標や教育理念を踏まえたカリキュラムを編成し、地域及び高度・専門医療に対応した幅広い教育を行う。</p> <p>(イ) 教育方法・内容の充実</p> <p>【9】 学生が自ら学ぼうという意欲を引き出し、能力を高め、独創性を発揮できる効果的な教育を実施するため、授業内容の工夫や指導方法の改善を図る。</p>	<p>「8」 社会人を受け入れるための入試制度や選抜方法を検討する。</p> <p>「9」 社会人が学習しやすい教育環境の整備を図る。</p> <p>(2) 教育の内容に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学部</p> <p>(ア) 教育課程の充実に関する具体的方策</p> <p>「10」 カリキュラムが過密化しないよう効果的・効率的な編成を行う。</p> <p>「11」 学生の資質向上に資するため、教養科目及び初期教育の充実を図る。</p> <p>「12」 地域並びに高度・専門医療に対応した専門科目の充実を図る。</p> <p>「13」 他大学や実習施設等の状況を十分に注視しながら、本学における保健師及び助産師養成課程のあり方について検討する。</p> <p>(イ) 教育方法・内容の充実に関する具体的方策</p> <p>「14」 入学初年度から専門科目、演習、実習を組み込んだプログラムを提供し、看護を学ぶための動機づけを行う。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>(ウ) 公正な成績評価の実施</p> <p>【10】 授業科目ごとの学習目標、成績評価基準を明らかにするとともに、達成度に応じた公正な評価を行う。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 教育課程の充実</p> <p>【11】 教員の専門分野を生かしつつ新潟の特性を踏まえた科目を設置するとともに、高度な実践能力を有する看護専門職者及び研究者を養成する課程を充実させる。</p> <p>(イ) 教育方法・内容の充実</p> <p>【12】 学生が自ら学ぼうという意欲を引き出し、能力を高め、独創性を発揮できる効果的な教育を実施するため、授業内容の工夫や指導方法の改善を図る。</p>	<p>「15」 卒業までの到達目標及び学生が学習目標を具体的に設定できるようにシラバスを示し、各授業科目の位置づけを履修モデルなどにより明確にする。</p> <p>(ウ) 公正な成績評価の実施に関する具体的方策</p> <p>「16」 各科目の到達目標と成績評価基準をシラバスに示し、達成度を適切に評価する。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 教育課程の充実に関する具体的方策</p> <p>「17」 アドミッションポリシーに掲げられた人材を育成するカリキュラムポリシーを明確にして、教育課程全般の改訂を検討する。</p> <p>「18」 地域看護、がん看護、老年看護の専門看護師（CNS）を養成するための教育課程を設置する。</p> <p>「19」 他大学との単位互換について検討する。</p> <p>(イ) 教育方法・内容の充実に関する具体的方策</p> <p>「20」 学生が高度な看護専門職者、研究者及び教育者を目指す意識を高めるような教育・指導方法を検討する。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>(ウ) 公正な成績評価の実施</p> <p>【13】 授業科目ごとの学習目標、成績評価基準を明らかにするとともに、達成度に応じた公正な評価を行う。</p> <p>(4) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>ア 教育体制の充実</p> <p>【14】 学部・大学院の教育内容を充実させるため、学内の教員相互や学外の関係機関との連携による教育体制を整備する。 また、意欲ある学生の希望に応えられるよう実習先の確保に努める。</p> <p>イ 学習環境の整備</p> <p>【15】 学生の学習意欲・効果を高めるため、自習環境の充実を図る。</p>	<p>(ウ) 公正な成績評価の実施に関する具体的方策</p> <p>「21」 各科目の到達目標と成績評価基準をシラバスに示すとともに、論文審査基準を明確にし、厳正な認定を行う。</p> <p>(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育体制の充実に関する具体的方策</p> <p>「22」 学内教員の教育・研究実績を十分に活かすとともに、関係機関との連携による非常勤講師の活用などにより、カリキュラムに対応した適切な教育体制を整備する。</p> <p>「23」 臨地実習における十分な指導体制の整備を図るため、学内の教員相互及び実習施設等との連携体制を整備する。</p> <p>「24」 総合実習やCNS実習においては、学生が希望する施設で実習できるように、実習場所の充実を図る。</p> <p>イ 学習環境の整備に関する具体的方策</p> <p>「25」 学生の学習意欲に応えることができるよう、自習室や図書館の学習環境を整備する。</p> <p>「26」 図書館の利用状況・形態を検証し、利用者ニーズを反映した閲</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>ウ 教育活動の評価と改善</p> <p>【16】 教育の質の維持・向上のため、授業内容や教育方法を改善するための取組を継続させる。</p> <p>(5) 学生への支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援</p> <p>【17】 学習に関する疑問や悩みを気軽に相談できる支援体制を充実させる。</p> <p>イ 生活支援</p> <p>【18】 学生が、心身ともに健やかに学生生活を送ることができるよう、経済面や健康面での相談・支援体制を充実させる。</p>	<p>覧席の配置や蔵書・資料の整備を行う。</p> <p>ウ 教育活動の評価と改善に関する具体的方策</p> <p>「27」 学生の教育の質の維持並びに教員の教育活動の向上のために、包括的な授業評価システムを構築する。</p> <p>「28」 評価結果を踏まえた教員の授業方法の改善や指導能力の更なる向上を目的とした組織的な研修等を行い、その結果を教育活動に反映させる。</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援に関する具体的方策</p> <p>「29」 担任制やオフィスアワーを実施し、学習に関して相談できる体制を充実させる。</p> <p>イ 生活支援に関する具体的方策</p> <p>「30」 学生との意見交換会を開催し、学生の意見を生活支援に反映させる。</p> <p>「31」 学年担任・保健相談員・カウンセラーによる相談・支援体制を充実させる。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>ウ キャリア支援</p> <p>【19】 国家試験対策や資格認定審査対策、就職・進学支援に取り組み、国家試験・資格認定審査合格率及び進路決定率を向上させる。</p> <p>エ 卒業・修了後の支援</p> <p>【20】 卒業生及び修了生が長期にわたって指導、アドバイスが受けられるような体制づくりを進めるとともに、医療機関等との情報交換を緊密に行うなど、Uターン者等の県内就職の促進に向けた取組を行う。</p>	<p>「32」 学生生活実態調査を実施して、学生が抱えている問題点や悩みを明らかにし、改善の資料とする。</p> <p>「33」 就学のための経済的支援として、授業料等の減免や各種奨学金制度の情報提供を行い、利用促進を図る。</p> <p>ウ キャリア支援に関する具体的方策</p> <p>「34」 学生の資格取得への意欲を高めるために、国家試験模擬試験を年間複数回実施し、キャリアガイダンス及び先輩看護師の講演会等を開催する。</p> <p>「35」 専門看護師資格審査に合格できるよう卒後の支援を行う。</p> <p>「36」 学生の円滑な就職や進学活動を支援するため、就職研修会を開催するとともに、卒業生と情報交換が行える体制を整備する。</p> <p>エ 卒業・修了後の支援に関する具体的方策</p> <p>「37」 卒業生及び修了生の就職・進路状況の把握に努めつつ、県内の医療機関に関する情報の提供や、スキルアップのための支援ができる体制を構築する。</p> <p>「38」 卒業生及び修了生にも対応できる教育・研修・研究プログラムの開発に取り組む。</p>

◎ **教育成果などを具体的に評価する指標としては、以下のものを採用する。**

- ・ **国家試験合格率（看護師、保健師、助産師）**
- ・ **志願倍率**
- ・ **学生の授業内容満足度**
- ・ **就職希望者の就職率**
- ・ **新卒者の県内就職率（うち県内出身者の県内就職率）**

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び成果等に関する目標

ア 研究活動の方向性

【21】 地域に根ざした研究拠点として、地域課題に対応した水準の高い研究を実施し、本県における保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与する。

イ 研究水準の向上

【22】 研究活動やその成果についての評価を行い、研究活動の改善や研究水準の向上に取り組む。

◎ **教育成果などに関する指標の目標値は、下表のとおりとする。**

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
1 国家試験合格率	看護師	100%
	保健師	100%
	助産師	100%
2 志願倍率	志願者／募集定員（一般選抜）	4倍
3 学生の授業内容満足度	5段階評価の大学平均	4.2点
4 就職希望者の就職率	就職者／就職希望者	100%
5 新卒者の県内就職率	県内就職者／就職者	62%
	県内就職者／県内出身の就職者	80%

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 研究活動の方向性に関する具体的方策

「39」 保健・医療・福祉に関する先駆的課題を研究テーマとして取り組み、研究成果を論文やシンポジウム等で発表する。

「40」 英語論文等、質の高い論文の発表に努める。

イ 研究水準の向上に関する具体的方策

「41」 研究成果の公正・的確な学内評価システムを確立し、外部評価を定期的実施する。

(2) 研究実施体制の整備等に関する目標

ア 研究環境の整備

【23】 研究活動を活性化し、効果的に実施するため、研究資金の確保や研究支援体制を整備する。

イ 研究成果のデータベース化とその活用

【24】 研究成果を全学的に集積し、データベース化して社会に還元するシステムを整備する。

◎ **研究成果などを具体的に評価する指標としては、以下のものを採用する。**

- ・ 著書件数
- ・ 論文件数（うち査読付き論文件数）
- ・ 学会報告件数
- ・ 論文の被引用件数
- ・ 外部研究資金獲得件数

「42」 研究水準を向上させるため、大学における研究発表会を開催する。

(2) 研究実施体制の整備等に関する目標を達成するための措置

ア 研究環境の整備に関する具体的方策

「43」 科学研究費などの外的資金を獲得できるよう、情報を集めそれを適切に教員に提供していく。

イ 研究成果のデータベース化とその活用に関する具体的方策

「44」 大学リポジトリの利便性を高め、インターネットや広報誌等を通じて社会に提供する。

◎ **研究成果などに関する指標の目標値は、下表のとおりとする。**

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
6 著書件数	著書数／年（最終年度）	20件
7 論文件数	論文件数／年（最終年度）	70件
	査読付き論文件数／年（最終年度）	65件
8 学会報告件数	学会報告件数／年（最終年度）	110件
9 論文の被引用件数	論文等の被引用件数／中期目標期間中（期間累計）	100件
10 外部研究資金獲得件数	外部研究資金獲得件数／年（最終年度）	20件
参考： 大学における研究発表会の開催件数	研究発表会の開催件数／年	3件

3 地域貢献・国際交流に関する目標

(1) 地域社会のニーズへの対応に関する目標

ア 地域住民等との交流促進

【25】 地域に開かれた大学として、大学施設の開放や学外者が参加可能な行事、生涯学習等を実施し、地域住民等との交流促進に取り組む。

イ 地域課題への対応

【26】 地域が抱える課題解決のため、研究体制を充実させるとともに、研究成果を積極的に地域へ還元させる。

ウ 看護職へのリカレント教育の充実

【27】 地域に看護人材等を供給するため、潜在看護師をはじめとした看護職者や福祉・介護職者に対するリカレント教育を充実させる。

(2) 地域社会との連携強化に関する目標

3 地域貢献・国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会のニーズへの対応に関する目標を達成するための措置

ア 地域住民等との交流促進に関する具体的方策

「45」 地域住民との交流を図るため、地域のイベント等の会場として大学施設を開放する。また、広く図書館を一般開放するとともに、大学行事への地域住民の参加を促進する。

「46」 時代の要請に応じた生涯教育プログラムを提供する。

イ 地域課題への対応に関する具体的方策

「47」 地域が抱える課題解決のため、研究体制を充実させるとともに、地域課題研究を通じて、研究成果を積極的に地域へ還元させる。

ウ 看護職へのリカレント教育の充実に関する具体的方策

「48」 地域に看護人材等を供給するため、インターネットなどを活用して、潜在看護師をはじめとした看護職者や福祉・介護職者に対するリカレント教育を充実させる。

「49」 認定看護師の養成について検討する。

(2) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

中期目標	中期計画（案）
<p>ア 医療機関等との連携</p> <p>【28】 県内で提供されている看護サービスの質的向上を図るため、保健・医療・福祉機関等のニーズに対応した支援を行う。</p> <p>イ 県との連携</p> <p>【29】 県における政策形成を積極的に支援するとともに、大学が有する資源や教育研究活動を活用して、県の看護行政の推進に寄与する。</p> <p>ウ 教育現場との連携</p> <p>【30】 高校生等の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。</p> <p>エ 人事交流の推進</p> <p>【31】 看護現場で起きている現実の課題を教育研究や行政施策に反映させるため、国、県等の関係機関との人事交流を推進する。</p> <p>(3) 国際交流に関する目標</p> <p>【32】 世界水準の研究活動の推進と国際的な視野を持って活躍で</p>	<p>ア 医療機関等との連携に関する具体的方策</p> <p>「50」 県内で提供されている看護サービスの質的向上を図るため、看護研究発表会等を通じて、保健・医療・福祉機関等のニーズに対応した支援を行う。</p> <p>イ 県との連携に関する具体的方策</p> <p>「51」 県、市町村の要請に応じて審議会・委員会等へ教員を参加させ、政策提言を行うとともに、県福祉保健部、病院局と定期的に意見交換を行って、看護政策の形成に寄与する。</p> <p>ウ 教育現場との連携に関する具体的方策</p> <p>「52」 県内高等学校への情報発信を積極的に行うとともに、出前講座や模擬講義を積極的に行う。</p> <p>エ 人事交流の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>「53」 新潟県病院局等と協定を締結し、人事交流を推進する。</p> <p>「54」 現役看護職者を非常勤講師として活用するとともに、本学の教員を看護現場に派遣し、研究成果を還元する。</p> <p>(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <p>「55」 海外大学の教員等による国際的なテーマの講座や講義など、教育</p>

きる看護人材を育成するため、海外の大学等との相互交流を推進する。

◎ **地域貢献などの成果を具体的に評価する指標としては、以下のものを採用する。**

- ・ **公開講座（開催件数、聴講者数、満足度）**
- ・ **看護職リカレント教育登録者数**
- ・ **研究指導等講師派遣数**
- ・ **審議会等委員委嘱数**
- ・ **マスメディアに取り上げられた件数**
- ・ **臨床現場・行政機関と人事交流を行う人数（2年以上の者）**
- ・ **海外大学との交流提携校数**

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 効率的で機動的な組織運営体制の構築

【33】 理事長（学長）のリーダーシップのもと、自主的・自律的な経営を基本に、単科大学のメリットを生かした効率的で機動的な組織運営を行う体制を構築する。

研究水準の向上や国際的な視野を養える国際交流事業を実施する。

「56」 学生の海外留学を支援する仕組みを導入するとともに、海外の大学との交流協定締結を目指す。

◎ **地域貢献などの成果に関する指標の目標値は、下表のとおりとする。**

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
11 公開講座	開催件数／年	18回
	聴講者数／年	1,300人
	満足度（5段階評価の上位2位の割合）	86%
12 看護職リカレント教育登録者数	延べ登録者数（累計）（最終年度）	200人
13 研究指導等講師派遣数	講師派遣数／年	60人
14 審議会等委員委嘱数	委員委嘱数／年	25人
15 マスメディアに取り上げられた件数	新聞掲載数（国・地方）／年（最終年度）	185件
16 臨床現場・行政機関と人事交流を行う人数（2年以上の者）	延べ人数／中期目標期間中（期間累計）	4人
17 海外大学との交流提携校数	校数／中期目標期間中（期間累計）	2校

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 効率的で機動的な組織運営体制の構築に関する目標を達成するための措置

「57」 単科大学のメリットを生かして、役員会や審議機関、教授会等の役割分担を明確にし、理事長のリーダーシップのもと効率的で機動的

中期目標	中期計画（案）
<p>(2) 戦略的な法人運営の確立</p> <p>【34】 大学間競争、地域間競争に対応していくため、将来を見据えた戦略的で効率的な経営を行う。</p> <p>(3) 業務運営の透明性の確保と質の向上</p> <p>【35】 外部の意見を積極的に取り入れるとともに、自己点検・評価、監事監査の結果や学生の意見などを業務運営に反映させる。</p> <p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 人材の確保</p> <p>【36】 大学の教育研究の質の向上及び法人の円滑な運営を行うため、優秀な教職員を確保し、適切な人的配置を行う。</p> <p>(2) 外部人材の活用</p>	<p>的な組織運営を行う体制を構築する。</p> <p>「58」 委員会や事務局の組織を点検し、教員と事務職員の役割分担を明確にししながら、その整理統合や所掌事務の見直しを行う。</p> <p>(2) 戦略的な法人運営の確立に関する目標を達成するための措置</p> <p>「59」 大学間の競争に対応するため、入試や入退学の状況、授業料や減免の状況等他大学の状況把握に努め、戦略的な大学運営に反映させる。</p> <p>(3) 業務運営の透明性確保と質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>「60」 理事や経営審議会委員等に学外有識者の登用を行うとともに、自己点検や監事監査結果、学生の意見等を業務運営に反映させることで、大学経営の透明性・効率性を高める。</p> <p>2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人材の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>「61」 年間を通じた公募などにより、優秀な教職員を確保するとともに、適切な人材配置を目指し、必要に応じて学内昇任を実施する。</p> <p>(2) 外部人材の活用に関する目標を達成するための措置</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>【37】 大学の知名度向上や教育研究の活性化のため、客員制・特任制などの活用により外部人材を積極的に登用する。</p> <p>(3) 柔軟で弾力的な人事制度の構築</p> <p>【38】 非公務員型のメリットを生かし、任期制・年俸制など教職員の職務の特性に見合った柔軟で弾力的な人事制度を構築する。</p> <p>(4) 評価制度の構築</p> <p>【39】 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、教職員の人事評価システムを構築し、評価結果に基づいた適切な処遇を行う。</p> <p>(5) 事務職員の採用と育成</p> <p>【40】 当面は県からの派遣職員を中心に運営するが、大学運営の専門性の高い業務から優先的に事務職員の計画的な採用や養成を行う。</p>	<p>「62」 客員教授として国内看護教育界の第1人者を招聘し、公開講座等を開催することにより、本学のPRと地域貢献を図る。</p> <p>「63」 専門看護師（CNS）養成に貢献できる県内の現役看護師等を特任講師として活用する。</p> <p>(3) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するための措置</p> <p>「64」 流動的な人材交流ができるよう、任期制・年俸制などを導入する。</p> <p>「65」 教員の研究水準の向上や社会貢献活動を推進するため兼職・兼業許可基準を明確化するとともに、手続の簡素化を図る。</p> <p>(4) 評価制度の構築に関する目標を達成するための措置</p> <p>「66」 客観的で公平な基準による教職員の業績評価制度を構築し、処遇に反映させる。</p> <p>(5) 事務職員の採用と育成に関する目標を達成するための措置</p> <p>「67」 大学運営の専門性の高い業務を担当するプロパー職員を計画的に採用し、専門性の高い職員として育成する。</p>

3 事務の効率化・合理化に関する目標

(1) 合理的な事務組織の編成

【41】 限られた人的資源をもとに、外部委託の有効活用や人的配置を常に見直し、効率的かつ合理的な事務組織を編成する。

(2) 事務処理の効率化

【42】 効率的かつ合理的な事務処理を行うため、継続的な検討を行い、改善を図る。

◎ **業務運営の改善及び効率化の成果を具体的に評価する指標**としては、以下のものを採用する。

- ・ 教員が適正に配置されている科目群の割合
- ・ 客員・特任教員の人数
- ・ 任期制・年俸制を適用している教員の割合
- ・ 教員の評価制度の導入
- ・ 事務局の対応学生満足度
- ・ 業務改善率（監査指導等）

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 合理的な事務組織の編成に関する目標を達成するための措置

「68」 定型業務など外部委託が可能な業務を選定し、費用や効率性を検証しながら導入を進める。

「69」 事務組織を継続的に見直すとともに、業務内容の変化や業務量の変動に柔軟に対応できる組織を構築する。

(2) 事務処理の効率化に関する目標を達成するための措置

「70」 事務決裁手続の簡素化を図り、事務処理に要する時間やコストを削減する。

◎ **業務運営の改善及び効率化の成果に関する指標の目標値は、下表のとおりとする。**

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
18 教員が適正に配置されている科目群の割合	教授又は准教授が配置されている科目群／科目群	100%
19 客員・特任教員の人数	人数／年（最終年度）	10人
20 任期制・年俸制を適用している教員の割合	任期制・年俸制を適用している教員数／教員数（最終年度）	10%
21 教員の評価制度の導入	導入の有無（最終年度）	有
22 事務局の対応学生満足度	満足度（5段階評価の上位2位の割合）	75%
23 業務改善率（監査指導等）	改善件数／指導・指摘件数	100%

第4 財務内容の改善に関する目標**1 自己収入の増加に関する目標**

(1) 収入の確保

【43】 大学経営の観点や社会情勢を勘案の上、授業料等の学生納付金について適切な料金を設定するとともに、大学施設を活用した新たな収入の確保に積極的に取り組む。

(2) 外部資金の獲得

【44】 科学研究費補助金等の研究助成金や受託研究、寄附金等の外部資金の獲得に努め、経常収益に占める外部研究資金比率を高める。

2 経費の節減に関する目標

【45】 教育研究水準の維持、向上に配慮しつつ、教職員がコスト意識を徹底し、業務の改善、効率化を継続的に行うことにより、経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

【46】 大学の健全な運営や教育研究の水準向上を確保するため、資

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置**1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

(1) 適正な収入の確保に関する目標を達成するための措置

「71」 学生納付金は、社会情勢を反映した適正な水準となるよう適宜見直すとともに、有料講座や大学施設の貸出等の多様な事業に取り組む。

(2) 外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

「72」 科学研究費などの助成に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、応募件数、採択件数の向上を図る。

2 経費節減に関する目標を達成するための措置

「73」 教育研究の水準に配慮しつつ、契約期間の複数年化や入札時の競争性の確保、共同購入の仕組み等を整備して、経費を節減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

「74」 定期的に学内の施設・設備を調査点検し、維持管理や更新を適切に

産の適正かつ有効な運用管理を行う。

◎ 財務内容の改善の成果を具体的に評価する指標としては、以下のものを採用する。

- ・ 自己収入比率
- ・ 外部研究資金比率

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標

1 自己点検・評価の実施に関する目標

【47】自己点検・評価、外部評価が効率的かつ効果的に実施できるよう評価体制を整備するとともに、定期的を実施して、評価結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

行う。

「75」 大学が蓄積した知的財産の取扱いに関する規程を整備する。

◎ 財務内容の改善の成果に関する指標の目標値は、下表のとおりとする。

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
24 自己収入比率	自己収入／経常収益（最終年度）	33.0%
25 外部研究資金比率	外部研究資金／経常収益（最終年度）	2.3%

第4 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するための措置

「76」自己点検・評価及び外部評価のスケジュールを管理する体制を構築する。

「77」定期的に認証評価機関、保健・医療・福祉機関等の外部評価を受ける。

「78」自己点検・評価、外部評価の結果を積極的に公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

(1) 情報公開の推進

【48】 公立大学としての説明責任を果たすため、法定事項のほか、大学の教育研究活動、地域貢献活動及び経営状況に関する情報を積極的に公表する。

(2) 個人情報の管理

【49】 大学や法人が取り扱う個人情報の管理を徹底するとともに、情報公開に対応するための規程を整備し適切に運用する。

◎ **自己点検・評価の実施及び情報公開の推進の成果を具体的に評価する指標としては、以下のものを採用する。**

- ・ 自己点検・評価に基づく改善率
- ・ ホームページへのアクセス件数

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 法令遵守の推進に関する目標

【50】 学生や教職員一人ひとりが、高い倫理観が必要な看護分野に

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

「79」 大学運営の透明性を高めるため、教育研究活動、経営状況、業績評価結果等を積極的に公表する。

(2) 個人情報の管理に関する目標を達成するための措置

「80」 情報公開制度や個人情報保護に関する規程を整備し、適切に運用する。

◎ **自己点検・評価の実施及び情報公開の推進の成果に関する指標の目標値は、下表のとおりとする。**

指標項目	算出方法（達成時期 ※記載のないものは毎年度）	目標値
26 自己点検・評価に基づく改善率	自己点検・評価による改善件数/指摘件数	100%
27 ホームページへのアクセス件数	アクセス件数/年（最終年度）	900,000件

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 法令遵守の推進に関する目標を達成するための措置

「81」 学生や教職員が遵守すべき事柄について、定期的に研修を行い、高

中期目標	中期計画（案）
<p>携わることを自覚して、社会規範や法令等を遵守し、県民の信頼を確保する。</p> <p>2 施設の効率的整備に関する目標</p> <p>【51】法人の掲げる教育、研究、地域貢献等の目標を達成するため、中長期的な展望に基づく施設整備計画を策定する。</p> <p>3 危機管理に関する目標</p> <p>【52】学生及び教職員の心身の安全や健康管理のための体制を整備し、事故・災害・犯罪の未然防止や安全衛生管理に取り組むとともに、常日頃から危機管理意識を持ち、危機発生の際にも十分対応できる体制の整備を図る。</p> <p>4 人権の保護に関する目標</p> <p>【53】学生及び教職員の人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、ハラスメント等の発生の未然防止と対応体制を確立する。</p>	<p>い倫理観やモラルに基づいた行動を徹底する。</p> <p>2 施設の効率的整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>「82」 施設・設備の状況を調査・点検し、将来必要となる維持管理費や更新費を見積り、費用が平準化するような中長期的な施設整備計画を策定する。</p> <p>3 危機管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>「83」 労働安全衛生法その他関係法令に基づき、安全衛生に関する管理体制や諸規程を整備する。</p> <p>「84」 災害時における危機管理体制を整備するとともに、防災訓練などを実施する。</p> <p>4 人権の保護に関する目標を達成するための措置</p> <p>「85」 各種ハラスメントなどの人権侵害を防止するため、ハラスメント防止委員会を設置し対応しているところであるが、さらなる人権意識の向上を図るため、学生や教職員に対し、定期的にも人権に関する啓発や研修を実施する。</p>